

第三十九号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部の表第七十五項を次のように改める。

<p>七十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十七号）第六条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料</p>	<p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に係る住宅が戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を含む）に限る。以下同じ。）の場合、</p>	<p>認定申請のとき</p>
--	-------------------------------	--	----------------

る 八 の の き 同 を の を 起 完 (と 用 だ た た 新
額 の (←) (←) は じ を を 算 了 (の に 人 住 住 築
、 (←) 又 、 、 じ を を 過 した 日 建設 供 の 宅 宅 住宅
既 に は 1 の 1) ° 除 した 一 工 事 の ない した 住 建設 され
存 掲 の の イ の と 以下) ° した も 年 から の も の こ の の ま れ 新
住 げ の の の と 下) ° した も 年 から の も の こ の の ま れ 新

物は、場に出が規定に基づく六条第二項の関する法律第普及の促進に期優良住宅の請に併せて長額（）に掲げるの（）又は2の口の（）は、2のイのじ。のときいう。以下同以外の住宅を宅へ新築住宅

の項の規定に
より算定した
手数料の額を
加えた額を、
当該建築物に
おける認定申
請戸数で除し
て得た額（百
円未満の端数
があるときは、
百円未満の額
を切り捨てて
得た額）
1 新築住宅
の場合、
次に掲げる
区分に応じ
て、申請に

各号（第 条 法律 第六 項 法 律 第 六 項 及 の 促 進 住 宅 の 普 長 期 優 良 作 成 し た ず る 者 が 長 が 指 定 併 せ て 区 イ に 掲 げ る 額 に 応 じ、 次 面 積 の 合 計 建 築 物 の 床 属 す る 一 の 係 る 住 宅 が

(三)

二 の ル メ 千 を | 平 千 一 の 内 ト 方 五 超 ト
万 も 以 | 平 超 ト 方 五 円 万 の ル メ 百 え ル
三 の 内 ト 方 え、 ル メ 百 三 も 以 | 平 、 を

				(五)									(四)		
五	超	ト	方	五	千	三	の	ル	メ	百	二	超	ト	方	千
千	え	ル	メ	百	円	万	も	以	丨	平	千	え	ル	メ	円
平	、	を	丨	平	千	二	の	内	ト	方	五	、	を	丨	平

併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第十八号）第六十一条の設計住宅性能評価書（同法第五十一条の住宅性能に係る部分に

ついで長期優良住宅の普及促進に関する法律第六條第一項第一號に掲げる基準に適合し、かつ、住宅性能評価のうち構造の安定に関するこの関係する建築基礎

の 内 ト 方 (一) れ が 限 た 評 法 以 耐 口 項 一 令 準
の ル メ 百 た 提 る も の 価 に よ り 外 力 の 第 一 条 第 八 法
も 以 一 平 合 出 さ 〃 に せ れ 方 算 界 号 二 十 行

(六)

ト方一を | 平 円 万 二 の 内 ト方五超ト方
ルメ万超ト方五 千 五 十 の ルメ千えルメ
以 | 平 え、 ルメ千 千 九 も以 | 平 、 を |

ト方千四の内のト方合口以イ円万四の内の
ルメ百円万ののルメ百合外及び千五十五のの
を丨平七も以丨平のの

(三)

五十のルメ千を | 平 千 十 の 内 ト 方 五 超
千七も以 | 平 超 ト 方 五 円 万 の の ル メ 百 え
円万の内ト 方 超 え、 ル メ 百 九 も 以 | 平 、

(五) 五 超 ト 方 五 円 万 三 の ル メ 百 二 超 ト 方
千 え ル メ 百 二 万 五 十 も の 以 ー 平 千 え ト 方
平 、 を ー 平 千 千 四 の 内 ト 方 五 、 を ー 平

(六)

二百六十万円の内のうち、一千万円を超えるものを、平五千万円、六十万円の内のうち、

2
の場
合は、
次に掲
げる
区分に
応じ
て、当
該申
請に係
る住
宅が属
する
一の建
築物
の床面
積の
合計に
応じ、
次に掲
げる
額
イ 申
請に
併せて
1
のイに
規定す
る書
類が提
出さ
れた場
合

千	一	の	内	ト	方	五	超	ト	方	(二)	一	の	内	ト	方	(一)	合
円	万		の	ル	メ	百	え	ル	メ		万	の	の	ル	メ	百	
	九		も	以	上	平	、	を	上	平	円	も	も	以	上	平	

(四) (三)

ル メ 百 二 超 ト 方 千 三 の ル メ 千 を ト 平 五
以 ト 平 千 え ル メ 千 円 万 も 以 ト 平 超 ト 方 五
内 ト 方 五 、 を ト 平 千 三 の 内 ト 方 え、 ル メ 百

(六) 千八百の内のトル方五超トル方五
ト方五円万のトルメ五千えトルメ百二
ルメ千八も以トル方五平、をトル方五
千四百の
千円万七
の

(二) 千六の内のトル方 (一) の 口
百円万の内のトル方 場合イ千十の内のトル方一を
平 八も以 | 平 合 以 円 五 万 も 以 | 平 万 超
え、

(三)

のルメ千を | 平 円 十 の 内 ト 方 五 超 ト 方
も以 | 平 超 ト 方 五 六 の ル メ 百 え ル メ
の 内 ト 方 え ル メ 百 万 も 以 | 平 、 を |

(五) ト方五 四 五 の ル メ 百 二 超 ト方 円 万 二
ルメ百 二 千 十 も の 以 ！ 平 千 え ルメ 千 五 十
を ！ 平 千 円 万 の 内 ト 方 五 、 を ！ 平 千 五

(六)

百の内のト方一を | 平 三 九 の 内 ト 方 五 超
五 の ル メ 万 超 ト 方 五 千 十 の ル メ 千 え
十 も 以 | 平 平 千 円 万 も 以 | 平 、

<p>事務</p>	<p>都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）</p>			<p>名称及び額</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の（一）及び（二）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について都市開発部の表一の項額の欄、二の項額の欄、三の項額の欄又は四の項額の欄に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表一の二の項額の欄に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表五の項又は六の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>			<p>認定申請のとき</p>
<p>（一）申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一</p>	<p>（1）一戸建て住宅</p>	<p>（2）（1）以外の建築物</p>	<p>イ 住戸ごとの申請の場合</p>	<p>徴収時期</p>
<p>当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>二千円</p>	<p>九千七百円</p>	<p>五千円</p>

別表第二都市開発部の表第七十六項中「の床面積」の下に「の合計」を加え、前項の1の（一）から（六）まで、2の（一）から（六）まで又は3の（一）から（六）まで「を」、新築住宅の場合においては、前項の1のイの（一）から（六）まで、1の口の（一）から（六）まで又は1のハの（一）から（六）まで「に」、1の（一）、2の（一）又は3の（一）を「1のイの（一）、1の口の（一）又は1のハの（一）に掲げる額」、既存住宅の場合においては、前項の2のイの（一）から（六）まで又は2の口の（一）から（六）までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項の2のイの（一）又は2の口の（一）」に改める。

別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表の次に次の一表を加える。

	<p>五万二</p>
<p>千円</p>	

		□ 一の建築物の申請の場合	
		(1) 住宅部分	(2) 非住宅部分
		標準入力法等による場合	モデル建物法による場合
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万円
当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十五万九千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十五万九千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四十五万三千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四十五万三千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五十三万五千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六十一万円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万五千円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十六万五千円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十一万六千円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二十一万六千円

		三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査	
		建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円 三十万五千元
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	九千七百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千元
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十二万八千円
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万千円
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十万千円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
		認定申請のとき	

備考

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 三 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 四 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料を定めるとともに、長期優良住宅認定制度において既存住宅を長期優良住宅にする場合の認定基準が整備されたことに伴い、既存住宅において増築又は改築を行う場合の長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料を定める必要があるので、本案を提出いたします。